

地域包括支援センター

● 清瀬市地域包括支援センター ●

清瀬市中里5-842
清瀬市役所内

042-497-2082

● きよせ社協地域包括支援センター ●

担当地区：上清戸、中清戸、下清戸、元町

清瀬市下清戸1-212-4
コミュニティプラザひまわり内

042-495-5516

● きよせ信愛地域包括支援センター ●

担当地区：梅園、竹丘、野塩、松山

清瀬市梅園2-3-15
特別養護老人ホーム信愛の園内

042-492-1850

● きよせ清雅地域包括支援センター ●

担当地区：中里、下宿、旭が丘

清瀬市中里5-91-2
特別養護老人ホーム清雅苑内

042-495-1370

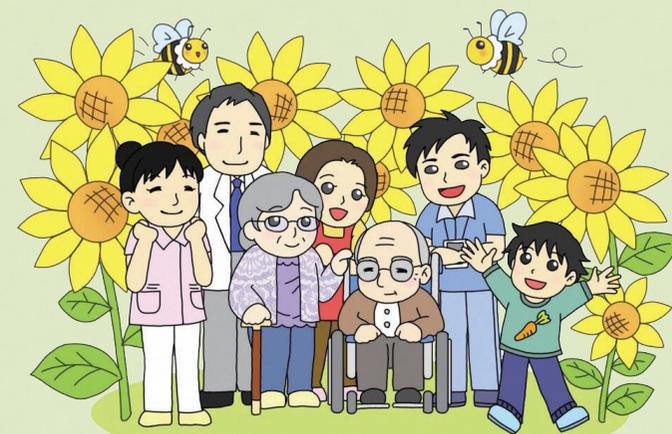
～高齢者と家族の 幸せのために～

高齢者やその家族の中には、
認知症や寝たきり、社会的体面
などの理由で SOS を出さず
抱え込んでしまう方がいます。

状況が深刻化する前にぜひ
ご相談ください。

知って防ごう！

高齢者虐待



清瀬市

知って防ごう！高齢者虐待



超高齢社会の今、誰もが介護する、介護される可能性のある時代になりました。それとともに高齢者の虐待が身近なものとなりつつあります。

この誰もが直面するかも知れない問題を自分ごとと捉え、助け合い、高齢者本人や高齢者の家族を地域で支え合っていくことが大切です。

虐待の起きる背景

高齢者の状況

- ・認知症による言動の混乱
- ・身体の自立度が低い
- ・サービスへの抵抗感がある



介護者の状況

- ・介護の方法がわからない
- ・介護者に病気や障害がある
- ・経済的に困っている

人間関係

- ・折り合いが悪い
- ・依存している



環境要因

- ・近所づきあいが無い
- ・身近に頼る家族がいない
- ・失業や倒産をした

虐待者 = “悪者” というわけではありません

虐待が起こる背景には、様々な要因が重なっていることが普通です。

家族が本人のためだと思ってしていたことが、結果的に本人の権利を侵害していたり、気づかずに虐待状態になってしまっていることも少なくありません。

虐待の行為だけにとらわれず、その背景を探り、支援につなげる必要があります。

経済的虐待

- 日常的に必要な金銭を渡さない（使わせない）
- 医療や介護サービスの費用を支払わない
- 年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用する

心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 侮辱して子ども扱いする
- 意図的に無視する

このようなことが
「**高齢者虐待**」
にあたります

(高齢者虐待防止法第2条)

身体的虐待

- つねる、蹴る、やけどをさせる、無理やり食事を口に入れる
- ベッドに縛り付けたり薬を過剰に与える

性的虐待

- 懲罰的に下半身を裸にして放置する
- わいせつな行為をしたり強要する

介護・世話の放棄

- 水分や食事を十分に与えない
- 必要な医療や介護サービスの利用を制限する
- 劣悪な環境に放置する
- 季節外れの服を着せたままにする

この他に…
「セルフネグレクト」自分の生命、健康、生活を自ら損なうまま放置している方も。「ゴミ屋敷」はその一例といえます。



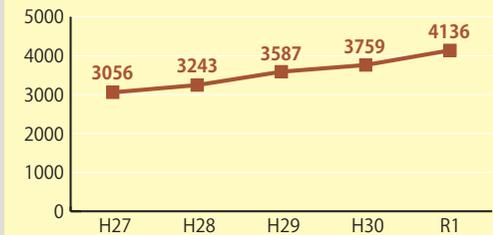
気づかずに、こんなことしていませんか？

- 一人で外に出てしまうのを防ぐため、部屋から出さないようにしている。
- 年金や預金通帳などを管理し、本人に内緒で使っている。
- お金もたいたいなので必要な介護サービスの利用や病院の受診をさせない。
- 高齢だから食事や水分は少量でいいと思い、制限している。
- 人前でおむつ交換をしたり、失敗ないように排泄を監視する。



高齢者虐待にみる認知症との関係

(家庭内で起きた高齢者虐待の相談・通報件数(東京都))



出典：令和元年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果



東京都の令和元年度、高齢者虐待の相談・通報件数は4,136件でした。介護認定がある方は全体の7割で、そのうち何らかの認知機能低下がある方は74.2%です。

認知症による言動の混乱は介護者の大きなストレスになり、虐待の

要因になることもあります。認知症を正しく理解し、早期発見と適切な支援をしましょう。

見守り

気づき

声かけ

助け合い

地域の方へ

高齢者とその家族が孤立しないように、あいさつや声かけなどのさりげない見守りをお願いします。困っている高齢者や家族の方に気づいたら地域包括支援センターなどへの相談を勧めてください。または、地域の方からご相談いただくこともできます。

相談者の秘密は守られます。
(連絡先は裏面をご覧ください)

介護をしている方へ

がんばりすぎていませんか。介護の悩みを一人で抱え込まずに、周囲に相談してみましょう。身近な方やケアマネジャーの他、お住まいの地区の地域包括支援センターへご相談ください。
(連絡先は裏面をご覧ください)

